

ホール付属設備使用料

舞台設備

品 名	単 位	使用料(1回)
平台	1 枚	100 円
金びょうぶ	1 双	2,300 円
銀びょうぶ	1 双	2,300 円
鳥の子びょうぶ	1 双	2,200 円
演台 *花台を含む	1 式	1,100 円
司会者台	1 台	300 円
指揮者台	1 台	800 円
指揮者用譜面台	1 台	200 円
演奏者用譜面台	1 台	100 円
演奏者用譜面台（折畳型）	1 台	100 円
譜面灯	1 灯	100 円
椅子	1 脚	100 円
ピアノ・チェロ演奏者用椅子（背あり）	1 脚	100 円
ピアノ演奏者用椅子（背なし）	1 脚	300 円
コントラバス演奏者用椅子	1 脚	300 円
落語用見台	1 式	700 円
めくり台	1 台	100 円
バレエ用シート *専用テブ代別	1 式	4,900 円
ひ毛せん	1 枚	200 円
上敷ござ	1 枚	200 円
高座用座ぶとん	1 枚	100 円
しゃ幕	1 枚	3,700 円
雪布	1 枚	400 円
ホワイトボード	1 台	200 円
長机	1 台	100 円
移動式姿見	1 台	200 円
旗パネル	1 枚	400 円
プログラムスタンド	1 台	100 円
所作台	1 式	3,500 円
音響反射板	1 式	5,000 円

楽器

品 名	単 位	使用料(1回)
ピアノ〈スタンウェイ D-274〉 *ピアノ演奏者用椅子 1 脚を含む *調律費用別	1 台	15,000 円
ピアノ〈ヤマハ CFⅢ-S〉 *ピアノ演奏者用椅子 1 脚を含む *調律費用別	1 台	8,300 円

音響設備

品 名	単 位	使用料(1回)
基本音響装置 *マイク（ダイナミック）2 本を含む	1 式	3,500 円
舞台袖音響卓	1 式	2,000 円
ステージスピーカー	1 式	3,400 円
移動式ステージスピーカー	1 台	400 円
CD プレーヤー *CD 別	1 台	700 円
MD プレーヤー *MD 別	1 台	700 円
カセットテープレコーダー *カセットテープ別	1 台	700 円
マイク（ダイナミック）*スタンド付	1 本	400 円
マイク（コンデンサー）*スタンド付	1 本	700 円
録音用 3 点吊りマイク	1 本	2,100 円
ワイヤレスマイク *スタンド付	1 本	1,100 円

照明設備

品 名	単 位	使用料(1回)
ボーダーライト	1 列	900 円
シーリングライト	1 式	2,100 円
アッパーホリゾントライト	1 式	1,800 円
ロアーホリゾントライト	1 式	2,100 円
フロントサイドライト	1 式	2,200 円
ピンスポットライト	1 台	1,900 円
スポットライト（1 キロワット未満）	1 台	100 円
スポットライト（1 キロワット以上）	1 台	200 円
ストリップライト	1 本	100 円
効果用マシン	1 台	900 円
ミラーボール	1 台	700 円

映像設備

品 名	単 位	使用料(1回)
プロジェクター	1 台	5,000 円
スクリーン	1 台	2,000 円

その他

品 名	単 位	使用料(1回)
シャワールーム（2 階独立部のみ） *楽屋内設置分は無料	1 室	1,000 円
テレビ中継料 *収録を含む	—	10,000 円
ラジオ中継料 *収録を含む	—	6,000 円

諸室付属設備使用料

大会議室

品 名	単 位	使用料(1回)
スピーカーセット *CD プレーヤー及び マイク（ダイナミック）1 本を含む	1 式	1,200 円
ワイヤレスマイク	1 本	200 円
マイク（ダイナミック）	1 本	100 円
プロジェクター	1 式	1,300 円
スクリーン	1 式	300 円

多目的スタジオ

品 名	単 位	使用料(1回)
ピアノ *ピアノ演奏者用椅子 1 脚を含む *調律費用別	1 台	4,400 円
スピーカーセット *CD プレーヤー及び マイク（ダイナミック）1 本を含む	1 式	2,600 円
ワイヤレスマイク	1 本	200 円
マイク（ダイナミック）	1 本	100 円

備 考

(1) この使用料は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)の使用区分をもってそれぞれ1回とし、全日(午前9時から午後10時まで)使用する場合は3回として計算します。ただし、川西市キセラホールに係る使用料について、ホール以外の室等で付属設備を使用する場合は、4時間までを1回とし、4時間を超えたときは、4時間までごとに1回を加えて計算します。

(2) 川西市キセラホール係る使用料について、ホール、大会議室、及びスタジオにおいて当該場所ごとに定められている付属設備以外に他の場所の付属設備を使用する場合は、当該場所に係る付属設備使用料として、当該他の場所に係る付属設備の使用料を適用し、徴収します。

(3) クリーニング代、持込器具のうち電気器具を使用する場合等、この表に規定していないものを使用する場合は、別に実費を徴収します。

(4) 使用許可時間を超過して、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げる1時間に限り、この表に定める使用料の3割に相当する額を徴収します。この場合において、30分以上は1時間とみなします。

(5) 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。